

宇部市告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、宇部都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、宇部市都市政策部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月30日

宇部市長 篠崎圭二

1 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路 3・3・3号 柳ヶ瀬丸河内線

2 変更の内容

区域の変更

---

1 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路 3・3・8号 琴芝宇部港線

2 変更の内容

位置、区域及び構造の変更

---

1 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路 3・4・12号 恩田通線

2 変更の内容

位置及び区域の変更

---

1 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路 3・5・18号 東本町明治町線

2 変更の内容

名称、位置及び区域の変更

---

1 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路 3・5・19号 寿町新天町線

2 変更の内容

名称、位置及び区域の変更

---

1 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路 3・5・20号 松山町錦町線

2 変更の内容

名称、位置及び区域の変更

---